

公益通報案件の概要等（令和５年度分）

受付日	令和５年１０月５日
通報の概要	令和５年１月１６日公告の「令和５年度ボートレース徳山公式 y o u t u b e チャンネルライブ配信業務委託プロポーザル」において、公告後にボートレース事業局と本件プロポーザル契約を受託した者が面会し、「他者に対してアドバンテージとなる秘密情報を聞き出した行為／伝える行為」を行い、公平公正な入札の妨害が発生している。 コンプライアンス、法令に違反し、受託者自体も失格事項に該当する。
審査結果等	１ 公告後に事業局と受託者が面会し、事業局が「通報において秘密情報とされている情報」を伝えたとする通報事実は真実である蓋然性が高いが、以下の事情を踏まえると、これらの行為が、事業局が遵守すべき倫理原則、契約発注手続等に関する取扱いに反し、又は違法とされる秘密の教示、公正を害すべき行為に当たるものと評価できるものでなく、法令に違反する行為その他法令の趣旨に反する行為があったとは認められない。 ・面会は、業務上の必要によるもので、定められた応接方法に従い対応されている。 ・「通報において秘密情報とされている情報」は、公表されている仕様書の記載内容の範囲内であり、秘密情報の漏洩等には当たらない。 ・秘密の教示により、受託者が恣意的に有利に評価されたことを裏付けるような評価点の偏りはない。 ２ 本件プロポーザルに関し、審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為や著しく信義に反する行為があったと評価できるものでなく、失格にすべき理由があったとは認められない。
任命権者による是正措置等	職員各自が職務の励行に努めるとともに、部下への指導、管理体制の強化を指示した。また、以下について、これまで以上に留意するよう、周知徹底を図った。 ・事務執行にあたっては、これまで以上に公平性及び透明性の確保に努めて、誤解や疑念を招くことのない対応をすること。 ・入札等の実施期間中、事業者等との応接にあたっては、公表されている情報に教示も含めて、特に慎重に対応すること。